

令和6年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和6年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和6年2月27日（火） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 中川村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 中川村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 中川村職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 中川村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 中川村農業基幹施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第14号 三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工事変更請負契約の締結について
- 日程第18 議案第15号 令和6年度から令和8年度小和田地区基盤整備事業B—2工区盛土造成工事（ゼロ債務）請負契約の締結について
- 日程第19 議案第16号 中川村の公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第17号 村道路線の変更について
- 日程第21 議案第18号 令和5年度中川村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第22 議案第19号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第20号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第21号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第22号 令和5年度中川村下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第23号 令和6年度中川村一般会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和6年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第29 議案第26号 令和6年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第30 議案第27号 令和6年度中川村水道事業会計予算

日程第31 議案第28号 令和6年度中川村下水道事業会計予算

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	松村利宏
3番	中塚礼次郎
4番	長尾和則
5番	桂川雅信
6番	山崎啓造
7番	島崎敏一
8番	大島歩
9番	大原孝芳
10番	松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長	宮崎朋実	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘	代表監査委員	岡田俊彦
監査委員	大原孝芳		

職務のために参加した者

議会事務局長	桃澤清隆
書記	座光寺てるこ

令和6年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和6年2月27日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長 おはようございます。（一同「おはようございます」）
御参集、御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年3月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 おはようございます。（一同「おはようございます」）
令和6年中川村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり御多用のところ、全議員に御参集を賜り、誠にありがとうございます。
元日の午後4時10分に、能登半島穴水町北東42km付近を震央とし、最大震度7、マグニチュード7.6の能登半島地震が発生をいたしました。
地震発生から50日を経過し、241人が死亡、安否不明の方9人という犠牲者が判明をしております。
全壊から一部損壊7万4,000棟を超える住宅に被害が出て、また現在でも2万2,000戸以上で断水が続いている模様であり、道路、水道、下水道、さらに電力供給網など、インフラ全体にも大きな損壊を与えております。
この地震は能登半島が乗っている地盤がせり上がる逆断層型の地震で、最大で4m余りせり上がったことで相対的に海水面が下がり、海岸線が200mほど遠のいたことで30か所ほどの漁港では漁船の接岸等ができなくなるなど、漁業にも打撃を与え、復活のめども立たないなど、1次産業継続・復旧にも大きな爪痕を残しております。
亡くなられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には一日も早く落ち着いた生活が取り戻されるよう願うばかりであります。
中川村も輪島市及び羽咋市支援に上伊那広域市町村、佐久広域と班グループを組んでいつでも支援に駆けつける態勢を取っており、応援部隊につきましては、3月11日から1週間程度、輪島市の避難所支援に当たり、同じく17日から1週間程度、羽咋市に家屋調査、罹災証明発行などの支援に入る予定となっております。
さて、今年の冬は暖かく過ごしやすい反面、晴天が続きましたために沢入浄水場での取水量が一時不足するなどの事態となりました。その後の降雨で回復はしております。
下平、中組、両地籍にある通称ネギヤの堤に生えている大きなしだれ柳の木は芽を膨らませて黄緑色になっております。

また、梅は既に花を開いております。

3月にかけても暖かな日が続き、桜の開花は昨年並かそれ以上に早まりそうです。

1月22日の第1回臨時会以降、村が開催または関係いたしました組織の開催した事業等についてここで報告を申し上げます。

まず、村が加盟するNPO法人日本で最も美しい村連合についてであります。

1月22日に役員会、2月20日には理事会がありました。資格審査委員会の加盟町村再審査結果、事業委員会の取組、事業報告及び決算見込み、2024年度事業計画及び予算案について検討を行っております。

事業委員会のDX推進事業、すなわちデジタル化による関係人口の拡大に関しましては、まず第1に観光客誘致のネットワーク化、つまり観光、宿泊を入り口にしたプラットフォームを構築する事業であります。及びNFTの販売で関係人口、美しい村ファンを増やす取組について、第2としましては内閣府広域連携SDGs事業の2024年度事業申請が今年6月中にあることについて、この2点について集中して議論を行ってまいりました。

当連合に加盟いたします町村、地域がそれぞれの特徴を生かして関係人口の増加を図るにはデジタル技術の活用が欠かせないものと考えております。

当村といたしましては、新年度予算に観光、宿泊から入るプラットフォームづくりに鳥取県智頭町、静岡県松崎町の2町と共に先行して取り組み、後続の町村参加を促していく考えでおります。

2月22日に中部・関東ブロック会議を村で開催し、次期のブロック長に長野県小川村を、また同事務局も小川村を選出しました。

ブロック会議終了後、中川村美しい村づくり協議会の主催で「日本で最も美しい村連合の輝く未来」と題して二宮かおる連合副会長の講演があり、協議会会員及び関東・中部ブロック会議参加者、オンライン聴講者を合わせて100人ほどが聴講いたしました。

2月14日に第2回中川村地域公共交通会議を開催し、巡回バス事業、デマンド交通チョイソコなかがわ及び福祉タクシー券の利用実績の報告、公共交通全体の目標値設定に対する到達度と評価の報告及び令和6年4月村営巡回バス時刻表改正について議論をいたしました。時刻表の改正案を満場一致で了承いただいたところであります。

巡回バス利用者につきましては、4月から今年1月にかけての10か月間の利用者数は合計1万9,600人、月平均で1,960人、昨年度利用者は合計2万4,292人、月平均2,041人です。昨年同程度の乗車人員があったことになるわけです。

デマンド交通チョイソコなかがわは、令和5年4月から本格運用を開始して以後10か月間の集計では、延べ乗車6,782人、日平均34人の利用となっております。課題は、コールセンターを仲介しての現行システムでは電話が集中すると予約が取れない場合が多々発生しており、直接予約を受けることも今後のスムーズな運行の検討の課題として上がっております。

福祉タクシー券利用は、9か月間の集計では延べ利用人数260人、利用枚数1,670

枚となっております。昨年12月実績は利用人数230人、利用枚数1,295人となっております。利用率でやや下がっております。利用を高める方法の検討が必要であるかというふうに考えておるところであります。

2月16日には、JA上伊那西村組合長、白鳥営農経済担当常務、田中金融担当常務、中川選出の大場理事、駒沢南部ブロック理事ほか南部営農センター長などJA側10人と村関係者及び松澤中川村議会議長など村側6人が出席をして農政懇談会を行いました。

昨年の懇談会で村からの要望10項目を出したわけですが、このことについてのJAの考え方に基づいた取組が報告されました。懇談内容がその場で終わりではなくJAの継続的な対応がされていることが確認できましたので、このことは今までにない形です。

村からは、環境負荷低減につながる農業、有機農業に対する支援、物流業界の2024年問題に対するJAの取組など、6点の質問、要望と花の生産振興に合わせて花育にどう取り組むのか及びJA職員の地域採用枠を設けて各地域にJAが根づく取組をお願いしたい旨、口頭で要望し、懇談を行ってまいりました。

JAからは、農畜産物販路拡大重点策として2点が示されております。1つ目はダイレクトメールセンターを設置するということあります。2点目は各行政姉妹都市にJA上伊那の農畜産物の紹介など販路拡大を要請するということありました。突っ込んだ議論ができたことは来年以降につながる成果であったというふうに感じております。

2月18日に南向発電所設備の点検のため発電を停止している間を利用して南向発電所電建屋の内部の施設見学会が行われました。時間は2時間半ほどかけたわけですけれども、まず発電の仕組みの説明を受けた後、発電建屋内部の見学を行い、水を落とし、水車を回し、発電機で電気を起こす2基の心臓部の機器を間近に見ることができ、詳しく説明をいただく貴重な機会を得ることができたところであります。中部電力水力センターの職員の方には、この場をお借りして感謝を申し上げます。

発電建屋の大きさから見学人数は限定されたわけですけれども、募集後すぐに応募者が20人に達したこと、村内から幅広く見学希望があったことは、南向発電所が再生可能エネルギーを生み出す重要な位置を占めているということへの関心の高さの表れだというふうに感じました。

来年度は文化庁の専門官にも来村いただき、文化財としての価値の認識を深めるとともに、登録有形文化財指定に向けての検討を前に進めていきたいというふうに考えておるところであります。

2月17日には、新しい学校づくりシンポジウムが村民、当事者である中学生、保護者、小中学校の先生方等、幅広い人の参加で熱の入った議論が行われました。

新しい学校の特徴は、施設一体型の義務教育学校——小中一貫学校でありまして、かつ地域住民も関わりオール中川で学びを支える体制、これをもって運営していく、こういう体制が見えてきたというふうに思っております。

同時に、新しい学校の建設予定地検討委員会を1月23日、2月20日に開催してきたところでございます。

検討委員会の中では、敷地面積及びその拡張性、通学距離、学校地・周辺環境、関係法令による規制などの点を中心に、また現学校の移転後の地域の将来などの議論を重ねていただきました。

2回の議論では候補地を絞り切れないというふうに考えておりましたが、検討委員会の結論は、現中川中学校敷地を予定地とし、できるだけ広く用地を確保するため東側公営住宅敷地も用地として検討すべしとのことであります。

建設予定地が検討委員会から示されました。この場をお借りしますが、新しい学校につきましても中川中学校敷地及び接続村有地を敷地として建設計画を進めていくことを表明いたしたいと思っております。

令和6年2月21日発表の内閣府月例経済報告によりますと、総論として「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とし、景気の先行きについては、

雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

との発表があったところであります。

1月の基調判断文面との比較では「一部に足踏みもみられる」が「足踏みもみられる」と全体に及んでいること、そして生産に関しましては、1月の「持ち直しの兆しがみられる」から「持ち直しに向かっていたものの、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、このところ生産活動が低下している」などとなっており、若干の景気の停滞、生産全体の低下リスクをこの中では指摘しております。

2月には名目GDPがドイツに抜かれまして世界4位に転落したとの報道がありました。主要な原因として、この3年間で対ドル円安が30%ほど進んだこと、労働生産性を比較した場合、日本はアメリカ、ドイツの6割にとどまっているなど、企業の利益幅が小さく、このことが労働者の賃金アップに結びつかず、結果として個人消費の拡大につながってこなかったとの分析があり、これは今春の大幅な賃上げにつながるものが大いに期待されるものであります。

一方で、日本の株価がこのところ急上昇をしております。好調なアメリカ経済、中国の経済発展にブレーキがかかるという外的な要因もあり、投資家が日本の株に流れたこと、また円安もあって日本企業の利潤が上がっているなどの指摘があります。

一方、日本経済はいまだにデフレからの脱却できていない中で、日本の実態経済との乖離を指摘する専門家もいるようであります。

さて、本議会で御審議をいただきますのは、損害賠償の額が決定し和解が成立したことによる専決処分報告を行いまして、次の議案を審議いただきたく上程いたしましたところでございます。

新設条例が1議案、現行条例の一部を改正する条例11議案の合計12議案、固定資産評価審査委員会委員の選任を求める人事議案が1議案、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき発注済みの工事の変更請負契約、新たに締結する請負契約議案2議案、公の施設に係る指定管理者の指定及び村道路線の変更の2議案、令和5年度一般会計及び令和5年度国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療保険事業の3つの特別会計補正予算と令和5年度下水道事業会計補正予算の合計5議案、そして令和6年度一般会計予算、3つの特別会計予算及び事業会計予算案の6議案、以上、合わせて28議案であります。

令和6年度一般会計予算、特別会計予算及び事業会計予算につきましては、令和6年度に注力する点を中心に令和6年度施政方針で改めて御説明をさせていただきます。

今議会に提案します案件は28議案と非常に多くありますけれども、慎重なる審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます、議会開会の御挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により1番 片桐邦俊議員及び2番 松村利宏議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

(片桐 邦俊) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に配付されております定例会の予定表のとおり、本定例会の会期を本日――2月27日から3月22日までの25日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号から議案第12号までの条例案件、議案第13号の人事案件、議案第14号から議案第17号までの一般議案、議案第18号から議案第22号までの令和5年度各会計補正予算、以上について上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて、議案第23号から議案第28号までの令和6年度各会計予算については、上程から提案理由の説明、質疑までをお願いします、質疑の後、予算特別委員会を設置し、特別委員会付託としていただきますようお願いいたします。

なお、令和6年度各会計予算の村の方針に関する質疑については本日の質疑の中でお願いいたします。

2月28日及び29日は議案調査とします。

3月1日は常任委員会の日程としますので、その中で陳情の付託案件の審査をお願いいたします。

4日～7日は議案調査といたします。

8日及び11日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

質問者の質問順、質問日の割り振りについては、明日——2月28日の通告締切りを待って決定し、お知らせします。

全員協議会については11日の一般質問終了後及び22日の本会議終了後に行っていただく予定です。

12日～15日は予算特別委員会の日程としますので、その中で令和6年度各会計予算の審査をお願いします。

18日19日及び21日は議案調査とします。

最終日の22日は午後2時から本会議をお願いし、令和6年度各会計予算の審査に対する予算特別委員長報告、質疑、討論、採決を行い、次に一般議案の上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決を行い、次いで陳情に対する常任委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定であります。

以上が今定例会の会期及び日程であります。長期となりますが円滑な議会運営ができますようここにお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から3月22日までの25日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの25日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る12月定例会において可決された沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てなどに使用しないことを求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号 専決処分の報告について説明を求めます。

○総務課長 地方自治法の規定により議会において指定されている事項について別紙のように専決処分したので、報告をいたします。

専決番号につきましては第1号、令和6年1月26日専決です。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解したものでありま

す。

1、事故発生日時は令和5年10月29日午後7時10分頃。

2、事故発生場所は中央自動車道下り双葉サービスエリア駐車場。

3、相手方は記載のとおりでございます。

4、事故の概要は、駐車場で公用車の助手席ドアを開けたところ、強風により停車中の被害車両に接触し、損傷させたものであります。

5、損害賠償額は9万6,752円です。

以上、報告をいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第1号 中川村犯罪被害者等支援条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、犯罪被害者等の支援について基本理念を定めることにより犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復や軽減を図る施策を推進するため、本案を提出するものであります。

それでは内容について御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

第1条「目的」にあります平成16年に制定された犯罪被害者等基本法では「その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されており、令和4年4月には長野県で条例が制定されました。

犯罪はいつどこで発生するか分からず、犯罪による被害者やその御家族は、直接的な被害だけでなく、周囲の理解不足や中傷などの2次的被害に苦しまれることがあります。

犯罪被害者等の負担軽減、また必要な支援が迅速かつ公正に行われ、村民の誰もが安心して暮らすことができるよう、中川村での条例制定を行うものです。

第3条の基本理念の下、第4条～第5条に定めるとおり、村の責務としては、村は施策が円滑に実施されるよう関係機関等と連携体制を構築して支援を行い、また村民等の役割としては、支援について理解を深め、犯罪被害者の人権を守り、2次的被害を生じさせることのないように配慮するよう努めるとします。

第6条から第8条までは村が行う支援となります。

第7条の見舞金つきまはしては、遺族見舞金は30万円、中小病見舞金は10万円を支給いたします。

第9条では住民の理解を深めるための広報及び啓発活動について定めます。

附則としまして、本条例の施行期日は令和6年4月1日からです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
 日程第5 議案第2号 中川村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 議案第2号について提案説明をいたします。
 例規集につきましては第1巻221ページからになります。
 提案理由につきましては、デジタル技術を活用した村づくりをさらに推進するため
 に、総務課及び地域政策課の事務分掌を見直すものです。
 改正箇所につきましては、第3条の課の事務分掌に係る別表の改正になります。
 新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。
 下線の部分が変更箇所になります。
 総務課に財政に関する事項を、地域政策課に広報及び統計に関する事項及び行政の
 電子化及び地域情報化に関する事項の事務を再編するものであります。
 施行期日は令和6年4月1日からになります。
 以上、御審議をよろしくお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 議案第3号について提案説明をいたします。
 例規集は第1巻502ページになります。
 提案理由は、新規の業務、職員の定年延長及び各種団体への職員派遣などに対応す
 るため職員の定数を見直すものです。
 改正箇所は第2条の職員の定数で、現在、村長の事務部局の職員「74人」を2人増
 の「76人」に改めるものです。
 職員全体としましては85人から87人になります。
 施行期日は令和6年4月1日からになります。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
 日程第7 議案第4号 中川村職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制
 定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 議案第4号について提案説明をいたします。
 例規集は第1巻533ページになります。
 提案理由は、地方公務員法の改正に伴い引用箇所を改めるものです。
 改正箇所は、第1条中「第29条第2項」を「第29条第4項」に改めます。
 施行期日は公布の日からになります。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 日程第8 議案第5号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 議案第5号について提案説明いたします。
 例規集は第1巻567ページになります。
 提案理由は、職員の年次休暇等の付与の付与期間を年から職員の採用時などに合わせるため年度へ改めるものです。
 改正箇所は、第9条中の「年」を「年度」に改めます。
 施行期日は令和6年4月1日からになります。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 お諮りします。
 日程第9 議案第6号 中川村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第7号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 以上2議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第9 議案第6号及び日程第10 議案第7号を一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 議案第6号について提案説明をいたします。
 例規集は第1巻の1183ページになります。
 提案理由は、国家公務員の非常勤職員との均衡を踏まえ地方自治法が改正され、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できることから、村の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため本案を提案するものです。
 あわせて、給与から控除できるものを追加いたします。
 新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。
 まず第2条の「給料」に勤勉手当を加えます。
 第5条第2項の給与から控除できるものとして職員厚生費、市町村職員共済組合の貸付金返済金、団体加入の生命保険等及び損害保険の保険料を加えます。
 第14条に「勤勉手当」の項目を新たに加えます。
 第2号会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者）の勤勉手当は一般職の例によることを定めます。
 第2項では、任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員が1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、任期の定めが6月以上の職員とみなす旨を定めます。
 第3項では在職期間の取扱いについて定めます。
 施行期日は令和6年4月1日からになります。
 続きまして議案第7号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。
 提案理由につきましては、議案第6号と同様に、第1号——これはパートタイムになります。会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため本案を提出するものです。
 あわせて、報酬から控除できるものを追加いたします。
 新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。
 初めに、題名を中川村第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例に改めます。
 第1条の目的及び第2条第5項に勤勉手当を加えます。
 第8条に「勤勉手当」の項目を新たに加え、第1号会計年度任用職員の手当は一般職の例によること等を定めます。
 次のページになります。

2項では任期の定めについて定めます。
 第3項では在職期間の取扱いについて定めます。
 第9条第5項の報酬から控除できるものとして職員厚生費を加えます。
 以降、必要な箇所に勤勉手当を加えます。
 施行期日は令和6年4月1日からになります。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

○5番 (桂川 雅信) この問題で2020年の会計年度任用職員制度導入をしたことがありますが、その際に地方財政措置の明示が遅れたことがあります。自治体では改善が進まなかったという指摘が労働側から出ていたことがあります。
 今回、国は処遇改善へとつながる財政措置をすと言ってきたと思いますけれども、国からの財政的な措置についてどのような経過になっているか教えてください。

○総務課長 令和5年12月27日付、総務省からの発文でございますが、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)」という通知が来ております。その中で、「令和6年度からは、対象となる会計年度任用職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。」ということと、また地方財政措置されている旨が明記された通知が来ております。

○議長 よろしいですか。

○5番 (桂川 雅信) ということは、次年度——4月以降に新たに基準財政需要額の算定の際にこれは追加するというふうに理解してよろしいですね。

○総務課長 そのように理解をしております。

○議長 よろしいですか。(桂川議員うなずく)
 ほかに質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。

○5番 (桂川 雅信) 私は議案第6号及び議案第7号の会計年度任用職員への勤勉手当支給に関する条例改正に賛成して討論に参加いたします。
 昨年4月26日の通常国会で自治体で働く会計年度任用職員の一時金を拡充する改正地方自治法が可決、成立しました。期末手当に加え、2024年度から勤勉手当も支給できるようになりました。
 常勤職員の期末手当と勤勉手当はセットで上げたり下げたりする場合がありますが、会計年度任用職員は一度下げられてしまうと次回に率が上昇する際に期末手当分しか上昇せず、いつまでたっても常勤職員との差別的な扱いが拡大する仕組みが残っていました。

90歳以降、任期の定めのない常勤の地方公務員は度重なる行政改革等で人員が大幅に削減され、非正規公務員へと置き換えられてきており、現在では非正規公務員も住民サービスを守る上で欠くことのできない存在となっているにもかかわらず、その多くは官製ワーキングプアとやゆされるほどの低賃金に置かれており、しかも非正規公務員の約8割が女性である事実は公務職場における正規、非正規の格差がすなわちジェンダー問題であることを示しています。

会計年度任用職員の抜本的な処遇改善と安定雇用は、労働者全体の尊厳、人権の問題として直ちに是正されなければなりません。

国は2016年の「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」で示された労働者性のある臨時・非常勤は常勤職員と同等な処遇を速やかに実現すべきであります。

特に専門職である教員、保育士、保健師、図書館職員、給食調理員などを低賃金な不安定雇用に置いてしまうことは住民サービスの低下に直接的に結びつくものです。

しかも、近年では人材不足も加速している中で必要な人材が集まらない事態も生まれています。低賃金で先の保障のない職場よりも常勤のよい仕事に就こうとするのは当然の成り行きです。

上田市は2020年を境に待遇改善で人材を確保しようと保育園の正規職員保育士をこれまでに40人増やしたとされています。

総務省は昨年12月23日に再度の任用に際して公募が必須ではないことについても言及した通知を出しているはずですが。

民間企業では非正規社員でも5年の就労で無期雇用へ転換する権利が付与されていますけれども、公務職場がいまだに非正規職員の雇用条件改善に取り組めない状況が続くと、住民サービスの維持、向上ができないだけでなく、必要な人材確保もできなくなることを危惧しております。

今回の会計年度任用職員への勤勉手当支給とそれに伴う国の諸制度の改善が非正規職員のさらなる待遇改善に進むことを期待して、賛成討論といたします。

○議長 ほかに討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 まず議案第6号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第7号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 8 号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 では、議案第 8 号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

例規集は第 1 巻 2131 ページからになります。

提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、新たに戸籍・電子証明書提供用識別符号発行等に係る手数料を定めるため本案を提出するものであります。

新旧対照表も併せて御覧ください。

別表の第 8 項「戸籍法（中略）の規定に基づく事務」の「届出その他の書類の閲覧」に届け書等情報の内容表示の閲覧を加え、また他の行政機関へ提出する戸籍謄本等の添付の省略に関する電子証明書提供用識別符号の窓口発行事務手数料を戸籍及び除籍それぞれについて新たに加えるものです。

施行期日は令和 6 年 3 月 1 日からとなります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 9 号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 議案第 9 号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

例規集は第 2 巻の 867 ページからになります。

本案は、中川村第 9 期介護保険事業計画を策定するため、第 9 期の介護保険事業年

度となる令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年の第 1 号被保険者の介護保険料の段階を 10 段階から 13 段階への多段階化と保険料基準額に対する標準乗率の改定と段階を区分する基準所得金額を国の基準に基づき変更するため本案を提出ものです。

改正の内容は去る 2 月 21 日の議会全員協議会で説明させていただいておりますので、ここでは改正条文の説明をいたします。

議案に添付しました新旧対照表を御参照ください。

保険料の改定は第 2 条になります。

第 1 項において適用年度と介護保険施行令の根拠とする条を「第 39 条」から「第 38 条」に変更、現行の 10 の号については 3 つの号を加えて保険料段階を 13 段階とします。

保険料基準額に対する標準乗率の改定により金額を改定します。

第 2 項から第 4 項までは適用年度と根拠とする条の変更。

第 5 項から第 8 項までは適用年度と合計所得金額の範囲を改正するものです。

第 9 項から第 11 項までは、適用年度と低所得者に対する保険料の軽減強化について、保険料基準額に対する軽減乗率の改定に伴い保険料を改正するものです。

続きまして第 4 条の改正です。

これは年の途中での異動の場合の月割り賦課について定めた箇所になります。

根拠とする条を「第 39 条」から「第 38 条」に、保険料の段階を変更するものです。

次に附則について説明をいたします。

第 1 項で条例の施行期日を令和 6 年 4 月 1 日といたします。

第 2 項は保険料の改定時における経過措置を定めるものです。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 10 号 中川村農業基幹施設条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

○産業振興課長 提案理由の説明を求めます。
 議案第 10 号について説明いたします。
 例規集は 2 巻 891 ページに該当します。
 提案理由についてですが、農業基幹施設の中川村転作促進研修センター——現望岳荘大広間部分につきまして、施設の名称、位置について施設利用者の利便性を考慮し中川村ふれあい観光施設の望岳荘とするため本案を提出するものです。
 第 2 条の表中及び別表第 1 中の改正につきましては「中川村転作促進研修センター」の名称及び位置を本条例から除くものであり、別表第 3 中及び備考の改正につきましては本条例に定める中川村転作促進研修センターの利用料金を併せて除くためのものです。
 なお、本施設の利用料金につきましては中川村ふれあい観光施設条例第 8 条第 2 項において「その額については当該指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。」とされております。
 施行期日につきましては公布の日から施行いたします。
 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。
 日程第 14 議案第 11 号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 議案第 11 号について提案説明をいたします。
 例規集は第 2 巻 1721 ページからになります。
 提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い補償基礎額を改めるため本案を提出するものです。
 裏面の改め文を御覧いただきたいと思います。
 第 5 条につきましては、消防団作業従事者等の基礎額になります。この基礎額を

「8,900 円」を「9,100 円」に改めます。
 次の別表中——これにつきましては非常勤消防団の補償基礎額になります。その補償基礎額につきましてそれぞれの金額を改めるというものでございます。
 施行期日は令和 6 年 4 月 1 日からになります。
 経過措置としまして、施行日前に支給すべき事項が生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事項の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等は従前の例によることを定めます。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。
 日程第 15 議案第 12 号 中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 議案第 12 号 中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。
 例規集のページは 2 巻の 2502 ページです。
 提案理由は、令和 6 年 4 月 1 日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに合わせ引用条項の変更を行うものであります。
 第 6 条中、「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項に」改めます。
 施行期日は令和 6 年 4 月 1 日からとなります。
 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。
日程第 16 議案第 13 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○村 長 議案第 13 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案説明を
申し上げます。
固定資産評価審査委員会委員として 6 期 18 年お務めいただきました芦澤文博さん
の任期が満了いたしました。
新たな委員の選任につきまして同意をお願いするものでございます。
氏名は中塚憲氏。
生年月日、住所は議案に記載のとおりでございます。
中塚さんは、土地家屋調査士として土地の状況について学識、経験が大変豊富な方
であります。
任期につきましては本年 5 月 1 日から 3 年間でございます。
改めて、固定資産評価審査委員会委員の選任について地方税法第 423 条 3 の規定に
よりまして議会の同意をお願いするものでございます。
御審議の上、御同意賜りたく、提案説明とさせていただきます。
よろしくお願ひします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
なお、この採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。したがって、議案第 13 号は同意することに決定しました。
日程第 17 議案第 14 号 三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工
事変更請負契約の締結について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○建設環境課長 議案第 14 号 三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工事変更請負
契約の締結について御説明をいたします。
提案理由は、工事契約を締結するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により予定価格 5,000 万円以上の工事であ
ることから変更請負契約の締結に当たり本案を提出するものであります。
契約内容につきましては記書きのとおりであります。
以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
日程第 18 議案第 15 号 令和 6 年度から令和 8 年度小和田地区基盤整備事業 B—
2 工区盛土造成工事（ゼロ債務）請負契約の締結につい
て
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○リニア対策室長 議案第 15 号 令和 6 年度から令和 8 年度小和田地区基盤整備事業 B—2 工区盛土
造成工事（ゼロ債務）請負契約の締結について御説明いたします。
提案理由は、工事契約を締結するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により予定価格 5,000 万円以上の工事であ
ることから本案を提出するものです。
契約内容は、1 契約の目的は令和 6 年度から令和 8 年度小和田地区基盤整備事業
B—2 工区盛土造成工事（ゼロ債務）、2 契約の方法は一般競争入札による契約、3
契約の金額は 3 億 932 万円、4 契約の相手方は田島建設株式会社 代表取締役 桃

沢傳。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。
日程第 19 議案第 16 号 中川村の公の施設に係る指定管理者の指定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長 議案第 16 号 中川村の公の施設に係る指定管理者の指定について提案説明させていただきます。
指定管理期間が本年 3 月 31 日で終了する裏面の中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘以下 10 施設につきまして、引き続き本年 4 月 1 日から各施設を指定する期間、指定管理者を定めるものであります。
御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。
日程第 20 議案第 17 号 村道路線の変更について

を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○建設環境課長 議案第 17 号 村道路線の変更について御説明をいたします。
提案理由は、道路法第 10 条第 3 項の規定により本案を提案するものであります。
今回変更する路線は別紙のと通りの 3 路線で、沖田牧ヶ原線及び鹿養大平線につきましては村事業の道路改良工事に伴い延長等を変更し、山の神線につきましては台帳見直しにより村道認定として認められる路線であることから延長等を変更するものであります。
位置等につきましては変更区間を表示した資料を添付しましたので、御参照ください。
以上、よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。再開は午前 10 時 40 分とします。
〔午前 10 時 24 分 休憩〕
〔午前 10 時 40 分 再開〕

○議 長 会議を再開します。
お諮りします。
日程第 21 議案第 18 号 令和 5 年度中川村一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 22 議案第 19 号 令和 5 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 23 議案第 20 号 令和 5 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 24 議案第 21 号 令和 5 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 25 議案第 22 号 令和 5 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 4 号）
以上 5 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思ひます

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第 21 議案第 18 号から日程第 25 議案第 22 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、初めに議案第 18 号 令和 5 年度中川村一般会計補正予算（第 7 号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は年度末に向けての最終執行見込みによる予算の調整が主なものであります。

議案書を御覧ください。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,920 万円を追加し、総額を 47 億 5,680 万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第 1 表によるもの、第 2 条 継続費の補正は第 2 表、第 3 条 繰越明許費は第 3 表、第 4 条 地方債の補正は第 4 表によるものであります。

初めに 5 ページ、第 2 表 継続費補正であります。追加は令和 6 年度内に策定する第 6 次総合計画後期基本計画の策定業務について、今年度中に委託業者を決定し、住民意向調査などにできるだけ早期に着手し、計画策定を円滑に進めるため継続費として予算計上するもの、変更は補正第予算（第 6 号）で継続費として予算計上した農業用水路等長寿命化・防災減災事業の年割額の変更であります。

6 ページ～8 ページの第 3 表 繰越明許費は、それぞれ事情により年度内での事業完了が困難な事業について、予算の一部を翌年度に繰り越して執行するものであります。

9 ページ、第 4 表 地方債補正であります。追加は防火水槽設置事業の起債の費目変更によるもの、変更は表にあります各事業について実績及び見込みにより起債限度額を変更するもの、廃止は、先ほどの防火水槽設置事業の費目変更と、臨時財政対策債は財源に余裕ができたことから今年度の借入れを行わないものであります。

次に事項別明細書であります。事前に資料をお配りしておりますので主なものについて御説明をいたします。

初めに歳入、14 ページからお願いします。

7 款 地方消費税交付金は、交付額の決定により 1,211 万 5,000 円の増。

15 ページ、12 款 地方交付税は、国の補正予算による追加交付により 2,937 万 2,000 円の増。

16 ページ、14 款 分担金及び負担金は、農地耕作条件改善事業の地元分担金の追加。

17 ページ、15 款 使用料及び手数料は、バス等使用料、住宅使用料の収入見込みによる補正。

18 ページからの 16 款 国庫支出金も各種補助金の交付額の決定による補正であります。総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備時補助金 316 万 8,000 円

はマイナンバーカードへのローマ字表記等対応システム改修に対する補助金で、上伊那広域連合システム改修費に充てるため令和 6 年度に予算を繰り越して執行するものであります。

20 ページからの 17 款 県支出金も交付額の決定による補正であります。農林水産業費、農業費補助金の新規就農者確保緊急円滑化対策事業 1,500 万円は、令和 6 年度予算で計画していた補助事業について、国の令和 5 年度補正予算で同類の事業が追加され、前倒しで申請することとなったため追加するものであります。

22 ページ、19 款 寄附金の総務費寄附金 30 万円は、村内の方から、毎年、村の公共交通確保のために御寄附をいただいているもので、農林水産業費寄附金 2 万 6,000 円は村内で創業した氷菓子製造事業者から売上金の一部を棚田の保全活動のために寄附いただいたものであります。

23 ページ、22 款 諸収入は収入実績見込みによる補正であります。その他建設環境関係 620 万円はリニア中央新幹線関連事業に係る J R 東海協力金の追加、その他産業振興課関係 348 万 1,000 円は令和 4 年度分の森林造成事業補助金であります。

24 ページ～25 ページの 23 款 村債は、第 3 表 地方債の補正で御説明した内容のもので、全体で 74 万 3,000 円の増であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

26 ページからお願いします。

2 款 総務費の総務管理費は全体で 135 万 8,000 円の減額であります。27 ページ、企画費、企画総務費の委託料 583 万円は、先ほど第 2 表の継続費補正で御説明をした後期基本計画策定業務委託料の追加であります。

29 ページ、リニア中央新幹線関連事業は 1,268 万 7,000 円の減であります。委託料の減額は、同地区で計画されております国土交通省の河川改修事業用地の確定が遅れているため、土地改良事業実施設計及び換地原案作成業務等を来年度以降に送るための減額が主なものであります。

30 ページ、特定目的基金費の積立金は、国の令和 5 年度補正予算により追加交付された普通交付税のうち臨時財政対策債償還基金費分として措置された 943 万 9,000 円を減債基金に積み立てるものであります。

続いて 32 ページ、3 款 民生費であります。社会福祉費は全体で 1,007 万 2,000 円の増額で、障害者支援事業 464 万円は自立支援給付費等扶助費の追加。

福祉医療給付費業 500 万円は子どもの福祉医療費が大きく伸びたため扶助費を追加するものであります。

33 ページ、児童福祉費は 451 万 3,000 円の減額であります。児童福祉総務費は児童手当等扶助費の減額により 674 万 1,000 円の減。

34 ページ、児童福祉施設費は、保育所、子育て支援施設の需用費、工事費の追加等により 222 万 8,000 円の増であります。

36 ページ、4 款 衛生費は、保健衛生費全体で 1,165 万 5,000 円の減であります。保健衛生費と予防費は、各種検診、ワクチン接種等の委託料、各種補助金、伊南行政

組合・上伊那広域連合負担金の減額等が主なものであります。

37 ページ、環境衛生費は全体で 724 万 2,000 円の減額であります。今年度予定をしておりました公共施設太陽光発電可能性調査業務について国の補助事業の採択がなく、令和 6 年度に実施を送ったことにより 220 万円の減。

ごみ処理事業は、ごみ収集運搬処理業務委託料、上伊那広域連合負担金の減により 355 万 7,000 円の減であります。

次に 39 ページ、農林水産業費であります。農業費は全体で 1,259 万 5,000 円の増額で、主なものは、農業振興費の農業振興事業、農業担い手支援事業等補助金 325 万円の追加、40 ページの人・農地問題解決事業の交付金につきましては歳入で御説明をした新規就農者確保円滑化対策事業の補助金の追加であります。

41 ページ、林業費は、会計年度任用職員報酬の減額、村有林保育業務委託料の減額等により 488 万 9,000 円の減であります。

43 ページ、7 款 商工費であります。総体的に予算執行実績及び見込みによる補正で、全体で 210 万 5,000 円の減であります。

44 ページ、8 款 土木費であります。道路橋梁費はさきの全員協議会で御説明をいたしました美里発生土処理場整備工事費 1,700 万円の追加。

45 ページ、道路新設改良事業の支障物移転補償費等の追加により 1,578 万 9,000 円の増。

河川費、都市計画費は、それぞれ実績及び見込みによる減額であります。

46 ページ、9 款 消防費は、非常備消防費の消防団訓練等出動実績による報酬の減、消防施設費の防火水槽設置工事費の減額等により 417 万 7,000 円の減であります。

47 ページからの 10 款 教育費であります。学校給食費は食材費の価格高騰に伴い食材費を補填するための交付金として 100 万円を追加計上し 76 万 2,000 円の増。

小中学校管理費は、総体的に実行実績及び見込みによる補正であります。一部の備品購入費及び工事請負費につきましては、新年度が始まる前に整備が必要なものについて追加計上するものであります。

49 ページからの社会教育費についても最終予算の調整であります。

51 ページ、11 款 災害復旧費は、林業施設及び公共土木施設災害復旧事業について工事の増工分を見込み増額するものであります。

最後に、52 ページ、14 款 予備費を 5,703 万 4,000 円増額し予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは保健福祉課に関わる特別会計補正予算について説明いたします。

まず議案第 19 号 令和 5 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 900 万円を追加し、予算の総額を 4 億 4,800 万円とするものです。

最初に歳入ですが、5 ページを御覧ください。

国保税ですが、予算額の調整のために 17 万 9,000 円を増額します。

6 ページですが、県支出金は保険給付費等の増により普通交付金を 882 万 1,000 円増額します。

続いて歳出ですが、7 ページを御覧ください。

保険給付費は、一般被保険者の給付額増により不足が見込まれることから、療養給付費、療養費を合わせて 882 万 1,000 円、葬祭費は当初の見込みにより件数が増え不足するため 6 万円を増額します。

8 ページの保健事業費は、申請件数が増加傾向にある人間ドック補助金を 10 万円増額します。

9 ページの諸支出金は、保険税過年度分の還付金を 10 万円増額します。

10 ページの予備費で調整をしました。

続きまして議案第 20 号 令和 5 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 300 万円を減額し、予算の総額を 6 億 8,300 万円とするものです。主には本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

歳入ですが、5 ページを御覧ください。

国庫支出金は本年度の確定が見込まれる額として国庫負担金を 1,658 万 5,000 円増額、国庫補助金は 906 万円減額します。

6 ページの支払基金交付金についても本年度の確定が見込まれる額として 615 万 7,000 円を減額します。

7 ページの県支出金についても本年度の確定が見込まれる額として 312 万 6,000 円を減額します。

8 ページの雑入で調整をしました。

続いて 9 ページからの歳出です。

総務費のうち総務管理費は介護認定調査の委託料が不足することから 1 万円を増額します。

12 ページの予備費で収支を調整しました。

続きまして議案第 21 号 令和 5 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、予算の総額を 6,400 万円とするものです。主には本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

歳入ですが、5 ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料は予算額の調整のために 242 万 3,000 円を増額します。

6 ページの繰入金は保険基盤安定繰入金の確定により 42 万 8,000 円を減額します。

7 ページの繰越金は令和 4 年度決算額の確定により 5,000 円を増額し 6,000 円とします。

続いて 8 ページからの歳出になります。

広域連合納付金は保険料分負担金確定により 209 万 3,000 円増額、保険基盤安定繰

○保健福祉課長

入金の実績見込みにより 42 万 8,000 円を減額します。

9 ページの予備費で収支を調整いたしました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設環境課長 議案第 22 号 令和 5 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 4 号）について提案説明をいたします。

今回の補正は、現在進めている下水道経営戦略策定業務に関し概要版の作成を追加で行うため 60 万円の増額補正を行うものであります。

第 2 条 収益的支出について、営業費用に 60 万円を増額し、総額を 2 億 7,506 万 7,000 円とするものであります。

内容は 5 ページの予算実施計画明細書に記載のとおりとなります。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきます。提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第 18 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 19 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 20 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 21 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 22 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員賛成です。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 26 議案第 23 号 令和 6 年度中川村一般会計予算

日程第 27 議案第 24 号 令和 6 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 28 議案第 25 号 令和 6 年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第 29 議案第 26 号 令和 6 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 30 議案第 27 号 令和 6 年度中川村水道事業会計予算

日程第 31 議案第 28 号 令和 6 年度中川村下水道事業会計予算

以上 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 26 議案第 23 号から日程第 31 議案第 28 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは、令和 6 年度の中川村一般会計、国民健康保健事業等 3 特別会計及び水道事業会計等 2 事業会計の予算の提案説明に併せまして令和 6 年度の村政運営の基本方針について説明をさせていただきます。

日本は、既に新型コロナウイルスと共存する日常生活、経済活動を行う局面に入っております。

令和 6 年度からは、令和 2 年度からの国の支援であります新型コロナウイルス感染症対応・物価高騰対応地方創生臨時交付金収入が見込めないところであります。

一方、物価高、高騰する燃油、電気料等は下がる見通しがなかなかない中で、村の蓄えをもって村民生活の防衛に対して今後対処していかなければならないというふう

に基本を考えております。

国、県が政策の柱に据えます子育て支援、デジタルトランスフォーメーションの推進などの地方自治体支援策を予算に確実に取り入れながら、第 6 次総合計画前期計画の最終年度の事業を進めることを基本に予算編成を行いました。

お配りいたしております「令和 6（2024）年度中川村一般会計予算（案）の概要」で令和 6 年度予算総額、歳入の概要説明、歳出費目の概要説明及び特別会計・事業会計概要説明等を併せて御覧をいただきたいと思っております。

令和 6 年度予算と実施事業のポイントを中心に説明をさせていただきます。

まず村の予算規模などの概要についてでございます。

一般会計、特別会計及び事業会計の総額、そして特徴について申し上げます。

令和 6 年度一般会計予算は 43 億円、前年対比 9.47%、3 億 7,200 万円の増額となっております。当初予算としては過去と比較して最も大きいものであります。

歳入の柱についてまず何点か申し上げます。

最初に地方交付税であります、19億9,000万円で、歳入全体の46.3%を占めております。前年より5,800万円の増額となっております。

村債につきましては、6億500万円と前年より1億1,500万円の増となっております。

基金の繰入金についてであります、1億4,900万円と前年より5,700万円の増となっております。

諸収入につきましては、2億9,900万円と前年より1億5,800万円の増となっております。

これらが歳入の主な柱になるかと思えます。

歳入増の主な要因について申し上げます。

歴史民俗資料館の改修増築工事の財源に充てるための公共施設等整備基金の繰入金1億円、リニア中央新幹線関連事業に関しましてJR東海からの協力金2億2,700万円等が大きな要因となっております。

一方、歳入の減額要素としましては、個人村民税、固定資産税等の村税は総額4億4,200万円と前年比2,300万円の減となりました。

歳出について申し上げます。

増額の主な要因は、総務費であります、リニア中央新幹線関連事業費2億2,700万円の計上等により前年比1億6,800万円の増となったこと、また教育費でありますけれども、歴史民俗資料館増改築事業費3億9,700万円の計上等により前年比で3億4,000万円の増となることなどあります。

続きまして特別会計3会計の予算についてでございますが、3会計の特別会計の総額は11億8,200万円、6.1%、6,800万円の増額でございます。この特徴につきましては、まず国民健康保険加入者総数、このことについては減少をしている反面、保険給付費が3億2,618万円、前年比で3,334万円、11.4%と大きく伸びております。

長野県に納めます国保事業納付金1億2,150万円に対して、充当する保険料は9,189万円、国県補助金は1,800万円の収入しか見込めませんので、これには1,100万円の乖離があります。今年度は保険料を値上げせずに支払準備基金から同額の1,100万円を補填して運営する、こういう予算編成でございます。

次に介護保険事業についてでございますが、介護保険給付費が令和5年度から増額となっていること、介護報酬引上げなど増額要素を見込みつつも、保険料基準額は変えずに運営を行う方針でございます。

また、介護給付費のこれからの伸びを抑えていくには介護予防事業が大きく関わっておりますことから、フレイル判定システムを導入し、DX化を進めることで介護予防事業の効率化を一層進める予算編成といたしました。

なお、所得階層ごとの介護保険料につきましては先ほど可決をいただきましたとおりでございます。

3点目に後期高齢者医療会計でございますが、2030年に後期高齢者数が頂点となる

まで会計規模が大きくなる予想をしております。

続きまして公営企業会計の水道事業会計、下水道事業会計の2会計の歳出ベースでの総額は8億7,900万円、前年対比8%、7,676万円の減額となっております。

水道事業会計は、飯島町からの配水管の延長工事であります中通配水池までの整備、南向地区の地下水源の詳細調査及び沢入浄水場施設更新のための調査等を計上しております。

下水道事業会計でございますが、公共下水道片桐処理区、農集片桐北部地区のマンホールポンプの更新及びマンホール蓋の更新工事等を行うことを主な内容として予算編成をしております。

それでは、一般会計について、昨年——令和5年度の予算編成のポイントとしまして中川村は子育て家庭を全力で応援するということを申し上げてきました。そして、妊婦、子育て家庭に対する伴走型支援を村独自に充実させてきたところであります。

令和6年度につきましての一般会計のポイントについてまとめておりますので、説明をいたします。

最初のポイントであります子育て、高齢者、障害者福祉に関わる点でございます。

まず、令和5年度末までに策定をいたします中川村地域福祉計画では、子ども・子育て、高齢者及び障害者福祉推進については、地域共生の考え方で一体的に進めることの基本を記しております。現在、村ホームページでパブリックコメントを求めていますけれども、まず、そのために、1つ、子ども・子育て支援を重点的に行います中川村子ども家庭センターを設置し、子ども支援係を創設いたします。

あわせて、福祉に関する様々な相談に一元的に対応するため福祉相談係を設置いたします。

2点目、高齢者、障害者等を包括的に支援する中川村地域包括支援センターを現在の保健センター事務室から保健センター大広間——健診室へ移動し、両センターが連携しやすいよう保健センターを改修して令和6年度内の早期開所を目指してまいります。

3つ目、子ども・子育て支援事業計画——令和7年度～11年度の5年間ではありますが——これを令和6年度に策定するに当たり、子育て家庭へのニーズ調査のほか、子どもの貧困に係る調査、子ども・若者意識調査を実施し、子ども計画を兼ねた支援計画を策定してまいります。

大きな2点目ではありますが、子育て支援の具体的な事業としましては、令和5年度からの継続事業に予算拡充して次の事業を前に進めてまいります。

1つ、産前産後ヘルパー事業、産前産後配食サービス、宿泊・デイサービス、外部から支援をするアウトリーチ等、タイプ別の産後ケア及び乳房ケア等のきめ細やかな事業を継続し、需要を満たすよう予算の確保を図っております。

2つ目に、健診時にタクシー利用できる産前産後移動支援事業を継続してまいります。

3点目に、駒ヶ根市、飯島町で行う伊南病児・病後児保育利用が急増している現状

に照らして、需要量に応じた村負担を行ってまいります。

4つ目に、ファミリーサポート制度利用も非常に増加しているため、利用に応じた補助金額を確保してまいります。

また、令和6年度に新たに行う事業として、1つ、1歳から3歳未満までの幼児を在宅で育児する家庭の経済的負担の軽減を図るために月額1万円を給付する在宅育児世帯応援給付事業を始めます。

2点目に、小中学生、高校生のいる世帯に対してでございますが、まず小中学校入学祝い金——これは令和5年度から始めておりますが——通学かばんの贈呈を継続するとともに、学校給食費につきましては、食材料費高騰分を全額公費で賄い給食費を据え置くとともに、年間給食費の村負担を現在は2割でやっておりますが、これを3割に引上げ、保護者負担の軽減を図ってまいります。また、給食食材の地場産比率を高め、生産者と協調した食育を一層進めてまいります。

高校生の就学支援としましては、引き続き1学年時に10万円、2・3学年時に5万円の支援金を交付するとともに、通学支援として、鉄道、バス等の定期券購入費及び寄宿等費用に対しては引き続き上限5万円の補助を行います。また、村公共交通の定期券の無料交付を継続してまいります。

大きな3点目でありましたが、高齢者福祉に関してであります。介護者負担の軽減と介護事業所継続支援のため、緊急宿泊事業の事業所補助を1泊6,000円から1万1,000円に引上げを行います。

大きな4点目で障害者支援に関してでございます。

障害者自立支援法に基づく自立支援給付費をサービスに応じて確保するとともに、児童福祉法に基づく障害児通所支援を継続して行ってまいります。

そして、地域活動支援センター「くらしごと」の活動を引き続き応援するとともに、B型就労などの新しい取組への移行に注目し、相談、支援してまいります。

2点目のポイントでありましたが、安全で安心な村づくりの推進を、道路改修、河川整備等のインフラ整備を進める、こういうことから申し上げます。

まず大きな1点目であります。

村道新設改良事業についてであります。現在進めている村道七久保停車場大鹿線及び鹿養大平線の2路線の改良工事の進捗を図るとともに、新たに村道中村高遠原線交通安全帯——グリーンベルトの設置、令和5年末に改良拡幅工事が終了した県道北林飯島線に接続する村道葛島中央線の線形を確定するため調査、測量設計を進めます。

2点目のポイントでありましたが、村管理の3河川の河畔林整備——洞ヶ沢、河川浚渫——大谷沢川と苦木沢川、これをそれぞれ行い、河川堆積土砂等を取り除くなど、防災事業に引き続き取り組みます。

大きな3点目でありましたが、令和6年1月から天竜川上流流域治水プロジェクトに着手をいたしました。村は、小和田土地改良整備事業主体として工区割計画に基づいて土地造成工事を進めるとともに、家屋等の移転協議も併せて進めてまいります。

2つ目に、搬入土の安全性を確認するため、リニア中央新幹線発生土及び小渋ダム

堆積土の土壌分析試験を定期的実施していく所存であります。

大きな4点目、木造住宅の耐震診断を進め、耐震改修設計に基づき耐震改修する住宅の所有者に補助金交付し、耐震改修済みの比率を高めるように努めてまいります。

5点目に、大規模災害が発生した場合でありますけれども、災害対策本部拠点としての使用と平常時での会議等の有効活用を行うため、議場の改修工事を予定しております。

大きな3点目のポイントでございますが、令和5年度末までに策定をいたします中川村地球温暖化対策行動計画（区域施策編）に基づきまして地球温暖化対策推進協議会を設置し、行政、村民、農林商工業者が協働して温室ガス排出抑制対策を進めてまいります。

まず大きなこととしましては、脱炭素・再生可能エネルギー推進事業計画——2050年カーボンニュートラルを見据えたアクションプランを確立してまいります。

2点目に、屋根面積の大きい公共施設等の太陽光発電設置可能性の調査を行い、村の再生可能エネルギー計画をつくってまいります。

3点目、長野県の住宅エネルギー自立化補助制度の利用促進を図るために上乘せ補助等支援について検討をしてまいります。

大きな4点目で、地域経済循環分析で示されましたエネルギーの村内生産、村内消費を具体化するため、地域内の未利用資源の活用及び再生可能エネルギー生産事業体設立の確立について研究を進めてまいります。

4点目のポイントでありませんが、令和6年度は第6次総合計画の後期計画策定に当たる年であります。村が人手不足にある現状を踏まえて、次の事業を具体化してまいります。

まず、第6次総合計画の前期計画の到達度を明らかにし、後期計画の策定を進めてまいります。

同時に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度でもありますので、予想以上の早さで進む少子化、人口減少を踏まえ、移住・定住の促進の方向を後期計画に一体的に記していくように努めてまいります。

2点目に、複数の働き方ができ、農家、事業所の人手不足を補完する仕組み——特定地域づくり事業協同組合の組織化を目指してまいります。

同時に、この事務局を担える能力のある人材を村内外に求めてまいりたいというふうに考えております。

5点目のポイントであります新たな学校づくりプロジェクトについてでございます。

教育委員会では令和3年度から2年をかけて新たな学校の在り方を検討し、小学校と中学校を統合して施設一体型の義務教育学校を新設するという基本方針を打ち出してあります。

令和5年度は、村民、児童生徒、保護者、有識者と地区懇談会や語る会などで意見交換を行い、議論を重ね、2月17日に開催されたシンポジウムでは新たな学校のコンセプト——構想が提示をされました。こうした経過から、新たな学校づくりに向かう

ことについて村民の理解も進んでいて、具体的な予定地が決定したことを受け、村の事業として位置づけて取り組んでまいります。

最初に、新たな学校建設予定地を現在の中学校敷地及び東側隣接地に決定し、併せて周辺地域の土地利用計画及び施設整備計画等を見直すべく検討を進めます。

2つ目に、令和6年度、教育委員会が新たな学校づくり委員会を設置し、議論して基本計画を策定するに当たり、新たな学校の建設に係る技術的支援の委託を行うために必要な予算措置を行ってまいります。

新年度の行政運営に当りまして重点と考えておりますポイント、事業計画について5点にまとめて申し上げます。

引き続き村民並びに議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いし、令和6年度の村政執行の基本方針説明とさせていただきます。

なお、新年度一般会計予算の概要につきましては副村長から、特別会計、事業会計は担当課長から御説明をいたしますので、お聞き取りをください。

よろしくお願いをいたします。

○議長 続いて議案内容の説明を求めます。

○副村長 それでは、初めに議案第23号 令和6年度中川村一般会計予算について御説明をいたします。

予算書1ページを御覧ください。

第1条は予算の総額を歳入歳出それぞれ43億円と定めるものであります。

先ほど村長の施政方針説明で申し上げましたとおり、子育て支援施策の拡充や第6次総合計画後期基本計画、脱炭素・再生エネルギー推進事業計画、子ども・子育て支援事業計画、新たな学校づくりに向けた基本計画、土地利用計画など、今後の村づくりに向けた各種計画の策定、またハード事業では継続の村道改良事業に加え、歴史民俗資料館増改築事業やリニア工事発生土を活用した小和田地区基盤整備事業、庁舎非常多目的化改修事業、こども家庭センター整備事業などを計上し、前年度比9.5%、3億7,200万円の増で、当初予算では過去最大規模となっております。

第2条～第5条は地方自治法の規定によりそれぞれ定めるもので、第2条の債務負担行為は第2表、第3条 地方債は第3表によるもの、第4条 一時借入金の最高額を5億円と定めるもの、第5条の歳出予算の流用は人件費に限って同一款内における各項間の流用が出るように定めるものであります。

2ページ～7ページの第1表 歳入歳出予算は款項区分ごとの予算額であります。

8ページをお願いします。

第2表 債務負担行為は、表にあります2施設の指定管理料について協定期間における債務負担行為の限度額を定めるものであります。

9ページ～10ページの第3表 地方債は、村道鹿養大平線改良事業ほか18事業及び臨時財政対策債について起債の目的、限度額、起債償還の方法等を定めるもので、総額で6億520万円の起債を計画します。

歴史民俗資料館改築事業など大型事業があるため前年比で1億1,470万円、23.4%

の増であります。過疎対策事業債を柱に防災関連事業債、臨時財政対策債等、交付税措置の有利な起債をできる限り活用し、各事業を計画的に進めてまいります。

続いて歳入歳出予算の概要について御説明をいたします。

先日の議会全員協議会で資料配付させていただきました「令和6（2024）年度中川村一般会計予算（案）の概要」に沿って御説明をいたしますので、お手元にございましたら併せて御覧をいただきたいと思っております。

初めに歳入であります。1款 村税は4億4,218万円で、歳入全体の10.3%に当たります。

村民税は住民税の制度改正に伴う減少見込みにより前年度当初比で5.8%、1,128万円の減、固定資産税は3年ごとの評価替えによる減価を見込み前年度比5.9%、1,225万円の減といたしました。

7款 地方消費税交付金は1億100万円で、国の中長期の経済財政に関する試算に合わせ前年度比で1%、100万円の増としました。

12款の地方交付税は19億9,000万円で、村の歳入全体の46.3%を占めます。

令和6年度地方財政計画で地方交付税配分額が前年度比1.7%増の18.6兆円が確保されたこと、またこれまでの交付実績を踏まえ前年度比3%、5,850万円の増としました。内訳は普通交付税18億4,500万円、特別交付税1億4,500万円であります。

16款の国庫支出金は1億8,139万円で、次世代育成支援対策施設整備交付金、子ども・子育て支援交付金、児童手当負担金などの増により前年度比11.4%、1,859万円の増であります。

17款の県支出金は2億3,558万円で、経営発展支援事業交付金や子ども・子育て交付金などの増により前年度比3.0%、680万円の増であります。

19款 寄附金は7,000万円で、ふるさと応援寄附金の今年度の実績を基に前年度比12.5%、1,000万円の減といたしました。

20款 繰入金は1億4,961万円で、前年度比62.1%、5,731万円の増であります。歴史民俗資料館増改築事業に充当するため公共施設等整備基金から1億円を繰り入れるほか、子育て支援、教育環境の充実などの事業に充当するため地域づくり基金から4,500万円の繰入れを計上いたしました。

22款の諸収入は2億9,931万円で、リニア中央新幹線関連事業JR東海協力金2億2,754万円などを計上し、前年度比112.3%、1億5,833万円の増であります。

23款 村債は第3表 地方債に掲げた事業に係るものであります。全体で6億520万円、前年度比23.4%、1億1,470万円の増で、歳入全体の14.1%であります。

計上額のうち9割を占める過疎対策事業債は5億4,620万円で、そのうち歴史民俗資料館増改築事業をはじめとした公共施設の改良などに充てるハード分として4億9,730万円、巡回バス等運行事業や施設の維持・補修経費などに充てるソフト分として4,890万円の起債を計画しております。

続いて歳出について御説明をいたします。

初めに1款 議会費であります。予算額は5,537万円で、前年比1.7%、95万円

の増であります。

議会広報委員会を常任委員会化する予算 34 万円を計上するとともに、新たな学校づくりに向けた議員による先進市視察など、視察研修旅費を拡充いたしました。

2 款 総務費は予算額 9 億 3,885 万円で、リニア中央新幹線関連事業費の増や議場多目的化改修工事費の新規増などにより、前年比 21.9%、1 億 6,871 万円の増であります。

総務管理費の一般管理費では、村の土地利用調整を図るため地方自治法に基づく県からの職員派遣に係る負担金 870 万円を計上しました。

文書費では、新たな文書管理システムの構築費 1,730 万円を計上しました。

財政管理費では、財務会計及び人事給与のシステムについて、現在、上伊那広域連合関係市町村が共同利用しているシステムから、新たに県自治振興組合の共同調達システムへ移行するための負担金 415 万円を計上しました。

庁舎管理費では、電話機の更新に合わせ新たにクラウド電話の導入経費 434 万円を計上するほか、議場の多目的化のため床の張り替えによるフラット化や音響システムの導入費 3,468 万円を計上しました。

企画総務費では、第 6 次中川村総合計画の後期計画、それから第 2 期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略の第 3 期の戦略を組み込みながら、後期計画策定経費として令和 5 年度からの繰越し予算を含め 582 万円を計上しました。

むらづくり事業では、村が加盟する日本で最も美しい村連合の D X 活用事業である美しい村クラウドに新たに参加する経費 65 万円のほか、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業補助金 60 万円を計上しました。

地方創生推進事業では、第 30 回の記念開催となる中川どんちゃん祭りの負担金 800 万円を計上しました。

リニア中央新幹線関連事業では、小和田地区基盤整備事業関連経費 2 億 1,448 万円のほか、基盤整備に伴う上下水道施設の布設替え工事設計に係る上下水道会計負担金 1,301 万円を計上しました。

防災対策費では、非常用発電装置の修繕・保守点検費 114 万円や木造住宅耐震診断業務 64 万円、耐震改修補助金 200 万円、ハザードマップの更新費 180 万円、地区防災マップ作製支援業務 132 万円など、能登半島地震等、近年頻発する自然災害への対策費用を計上しました。

徴税費では、統合型 G I S に連携した固定資産税管理システム導入のためのデータ作成費 290 万円を計上しました。

統計調査費の指定統計費は、令和 6 年度に予定されております農林業センサスの経費として 150 万円を計上いたしました。

続いて 3 款 民生費であります。予算額 8 億 8,620 万円で、前年比 9.1%、7,364 万円の増であります。

新規事業の子ども・子育て家庭センター整備事業のほか、妊娠期から出産、子育てまでを切れ目なく支援していくための予算を計上しました。

社会福祉費の人権擁護費では、新たに制定されました中川村犯罪被害者等支援条例に基づき犯罪被害に遭われた方への見舞金 40 万円を支給するための予算を計上しました。

老人福祉施設管理費では、いわゆり荘のトイレ洋式化工事 211 万円を計上しました。

児童福祉費では、令和 5 年度からアンケート調査など一部を進めている子ども・子育て支援事業計画策定費 383 万円や乳幼児及び妊産婦の福祉・健康保持増進に関する包括的な支援を行うことを目的としたこども家庭センターの整備費 4,277 万円などを計上しました。

保育所費では、非常通報装置設置工事費 77 万円やみなかた保育園園庭整備費 201 万円など、園児の安全確保と施設の整備費を計上しました。

4 款 衛生費は予算額 2 億 1,842 万円で、水道事業会計への繰出金の増や脱炭素・再生エネルギー推進事業計画の作成などにより前年比 2.8%、597 万円の増であります。

保健衛生費の母子保健事業は、在宅育児世帯応援給付金 240 万円を新たに計上し、1 歳から 3 歳までの幼児を家庭で子育てする保護者に対し月額 1 万円を給付します。

精神保健福祉事業では、対面型相談支援業務について村内事業者を追加する経費 48 万円を計上しました。

水道事業費では、県交付金を活用した漏水調査実施のための負担金 113 万円や企業債元利償還金の一部に対する補助として 554 万円を計上しました。

環境衛生費では、公共施設太陽光発電可能性調査業務委託費 143 万円や脱炭素・再生エネルギー推進事業計画作成支援業務委託費 500 万円、県単補助事業への上乗せ補助を行う既存住宅エネルギー自立化促進補助金 100 万円を計上しました。

6 款 農林水産業費は予算額 4 億 873 万円で、団体営農地事業や村有林管理事業の事業費の減などにより前年比で 7.9%、3,504 万円の減であります。

農業費の農業振興事業では、物流の 2024 年問題対策として農産物加工施設つくつチャオの集荷スペース増設のための改修費 495 万円を計上しました。

人・農地問題解決事業では、新規就農者などを支援し担い手農家を育成するため農業インターン事業補助金 105 万円や経営発展支援事業 1,500 万円を計上しました。

なお、経営発展支援事業につきましては、同様の事業が国の令和 5 年度補正予算において予算化をされたため、先ほど御承認いただきました令和 5 年度補正予算（第 7 号）にも計上させていただいておりますので、今年度採択された場合には補正予算で減額させていただく予定でございます。

次の林業費の林業振興事業では、森林経営管理制度推進のための森林解析機能評価業務委託費 900 万円を計上するほか、保全松林緊急保護整備事業 211 万円を計上、林道関係では 5 年ごとの空洞点検委託費 500 万円や黒牛折草峠線側溝整備工事費 121 万円を計上しました。

7 款 商工費は予算額 7,831 万円で、ふれあい観光施設整備事業などの減により 32.3%、3,504 万円の減であります。

商工振興事業では、令和5年度に引き続き商工事業者省エネルギー設備等導入促進事業補助金200万円を計上し、脱炭素とともに商工業の振興を図ります。

環境施設管理事業では、桑原キャンプ場倉庫設置工事費として891万円を計上しました。

8款 土木費であります。予算額3億8,480万円で、河川整備事業は村道新設改良事業等の減により前年度比27.5%、1億4,567万円の減であります。

村道の維持管理関連経費5,061万円、村道4路線の改良事業費1億2,805万円を計上し、住民の暮らしの利便性を高めてまいります。

また、道路メンテナンス事業補助金を活用し前沢橋橋梁修繕事業費2,700万円を計上しました。

9款 消防費は予算額1億1,701万円で、非常費消防費の増などにより前年度比1.7%、194万円の増であります。

安心して暮らせる地域づくりの推進として上伊那広域消防本部の運営費負担金8,176万円を計上、また地区からの要望に応えるため消防施設整備事業補助金の補助率を2分の1から5分の4に拡充し80万円を計上、地域の防災力の向上を図ります。

10款 教育費であります。予算額8億1,981万円で、歴史民俗資料館増改築事業等により前年度比71%、3億4,025万円の増であります。

教育総務費の学校給食センター運営事業では、食器・食缶消毒保管器機器更新559万円、給食費の負担軽減を図るため給食費交付金を2か月分から3か月分に拡充し722万円を計上するとともに、食材費価格高騰支援交付金100万円を計上しました。

I C T環境整備事業では、学習用アプリケーションの追加導入のためA Iドリルライセンス経費を拡充し203万円を計上、小中学校建設事業では新たな学校づくりの基本方針に沿った集中一貫の義務教育学校新設に向け学校づくり委員会（仮称）の開催や先進地視察の実施、学校施設の基本計画策定経費として492万円を計上しました。

小学校費、中学校費では、西小学校保健室エアコン設置事業795万円や中学校トイレ洋式化事業851万円などの施設整備費のほか、児童書・デジタル教科書使用料315万円などを計上し、学校での学びの充実を進めます。

社会教育費の文化教育施設では、文化センター大ホールのつり物設備更新工事費1,518万円のほか、歴史民俗資料館の長寿命化と収納スペース確保のための増改築事業費3億9,730万円を計上しました。

以下、歳出性質別内訳、財政状況等については予算概要の資料に記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

また、新規・拡充事業につきましても22ページからの資料にまとめてございますので、御確認をお願いいたします。

現在の村の財政状況はおおむね健全な状況にありますが、喫緊の課題である人口減少・少子高齢化対策や脱炭素社会に向けた対策、新たな学校施設の整備、老朽化が進む公共施設の更新・長寿命化等への対応、またアフターコロナの新しい時代に向けた地域経済の活性化など、取り組むべき課題は数多くあります。今後は、中長期的な視

点に立って、より一層計画的な財政運営が必要と考えております。

以上、この場での予算概要説明とさせていただきます。詳細につきましては予算特別委員会で各担当より御説明をいたします。

特別会計につきましては引き続き担当課長より御説明をいたします。

保健福祉課所管の3つの特別会計についてお願いします。

予算書及び予算案の概要の14ページ～19ページを併せて御覧ください。

まず議案第24号 令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出予算の総額を4億6,100万円と定めるものです。前年度対比4,500万円、10.8%の増となりました。

予算案の概要14ページを御覧ください。

歳入のうち国保税は9,189万円で、前年度対比131万円、1.4%の増を見込み、県支出金は保険給付費等交付金で3億3,397万円、前年度対比3,257万円、10.8%の増を見込みました。

繰入金是一般会計からの繰入れが2,337万円、基金繰入金が1,100万円で、前年度対比1,076万円、45.6%の増となります。

歳出のうち保険給付費は3億2,618万円で、前年度対比3,334万円、11.4%の増を見込みました。

国民健康保険事業費納付金は1億2,100……（桂川議員「議長」と呼ぶ）

（桂川 雅信） すみません、今御説明いただいている概要版については、私たちに配られていないと思うんですが。

あ、すみません。

c h r o m e b o o kに入っているよ。

（桂川 雅信） いや、でも、c h r o m e b o o kはここに持ち込めないですよ。

あ、すみません。

（桂川 雅信） まあ、中身はこれを見りゃ分かるんだけど……。

〔不規則発言多数あるも聴取不能〕

（大原 孝芳） ページ数を言ってくれて、それで説明してくればね……

予算書で行きますね。

予算書でやりましょう。

予算書で行きます。はい。

印刷してきますか。

あるの？

あるっていうか、印刷すれば……

印刷すればあるのか。

じゃあこれは、議会が、議長、ここへ持ち込めるかどうかは、それは分からんけど、後で幾つかの質問があるかもしれないから、最終的に分かるようにしますので……

印刷して配りますか。

○5 番 (桂川 雅信) あったほうがいいと思います。
○議長 はい。
そうすれば、どうするか、説明は続けてやっておってもらうちに印刷しますか。
○5 番 (桂川 雅信) 説明はしてもらって……
○保健福祉課長 はい。
○議長 じゃあ後日でいいんだな。
○5 番 (桂川 雅信) うん。
○9 番 (大原 孝芳) 説明してもらって、印刷物は後でいただくと……。
○5 番 (桂川 雅信) それでいいと思います。
○保健福祉課長 はい。
○議長 分かりました。
それじゃあ説明を続けてもらって……
○保健福祉課長 はい。
○議長 印刷物が間に合ったら言って。
○保健福祉課長 はい。言いますね。
それでは、すみません、準備が行き届いておりませんので申し訳ございませんでした。
令和6年度の中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。
では、予算書の7ページ、歳入を御覧ください。
国民健康保険税は9,189万円で、前年度対比131万円、1.4%の増を見込んでおります。
8ページ、県支出金になります。保険給付費等交付金で3億3,397万円、前年度対比3,257万円、10.8%の増を見込みました。
次、繰入金、10ページを御覧ください。
一般会計からの繰入れが2,337万円、基金繰入金が1,100万円で、前年度対比1,076万円、45.6%の増となります。
続きまして歳出になります。
13ページを御覧ください。
保険給付費は3億2,618万円で、前年度対比3,334万円、11.4%の増を見込みました。
続きまして19ページを御覧ください。
国民健康保険事業費納付金は1億2,149万円で、前年度対比997万円、8.9%の増を見込みました。
国保は、被保険者数は減少しておりますが保険給付費は増額傾向にあります。
今年度、国保税は増額せず据置きとし、基金からの繰入れで対応していく予定です。
国保事業が安定的に持続できるよう適正な運営に努めてまいります。
次に議案第25号 令和6年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いいたします。
第1条で歳入歳出予算の総額を6億4,800万円と定めるものです。前年度対比1,200

万円、1.9%の増となりました。
では、歳入のほうからお願いします。
6ページを御覧ください。
介護保険料であります。1億3,744万円で、前年度対比840万円、6.5%の増を見込みました。
7ページからの国庫支出金、また8ページの支払基金交付金、9ページの県支出金になりますが、歳出の保険給付費の増に伴って増額となっております。
次に歳出のほうをお願いします。
14ページになります。
総務費から見ていただきまして、16ページまで飛びます。保険給付費を御覧ください。
保険給付費は、要介護認定者数の増加傾向から給付費は5億7,927万円で、前年度対比977万円、1.7%の増と見込みました。
17ページのほうですが、地域支援事業、こちらのほうは介護予防事業を強化することを含め4,739万円で、前年度対比152万円、3.3%の増としました。
令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度となります。引き続き介護保険事業が安定的に持続できるよう適正な運営に努めてまいります。
それでは次に議案第26号 令和6年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いします。
第1条で歳入歳出予算の総額を7,300万円と定めるものです。前年度対比1,100万円、17.7%の増となりました。
この制度における村の役割は、保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合へ保険料等負担金として納入することが主なものです。
歳入歳出とも後期高齢者医療広域連合から示された負担見込額を基に計上しました。
それでは歳入のほうからお願いします。
ページは6ページになります。御覧ください。
歳入のうち保険料は5,563万円、前年度対比933万円、20.2%の増を見込みました。
あと、一般会計からの繰入れになりますが、8ページを御覧ください。
一般会計からの繰入金は保険基盤安定分と事務費分を合わせて1,735万円で、前年度対比167万円、10.7%の増を見込みました。
続いて歳出になります。
12ページを御覧ください。
歳出は後期高齢者医療広域連合納付金が主なものとなります。7,138万円、前年度対比1,094万円で18.1%の増となりました。
以上であります。
よろしく願いいたします。
議案第27号・28号について提案説明をいたします。
まず議案第27号 令和6年度中川村水道事業会計予算について提案説明をいたし

○建設環境課長

ます。

予算書に基づき御説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

第2条 業務の予定量として給水件数 1,820 件、年間総配水量 59 万^m、1 日平均配水量 1600 ^m、そして主な建設改良事業を配水管布設替え工事、水道水源調査、水道配水管電子化等と定めました。

第3条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を 1 億 3,519 万円、支出の総額を 1 億 3,170 万円とするものであります。

2 ページを御覧ください。

第4条は資本取引に係る収入及び支出の総額で、資本的収入の総額を 1 億 5,547 万 4,000 円、支出の総額を 2 億 3,669 万 9,000 円と見込みます。

3 ページを御覧ください。

第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費 1,575 万 4,000 円を定めるものであります。

次ページ以降は法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付しましたので、御参照ください。

詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

次に議案第 28 号 令和 6 年度中川村下水道事業会計予算について提案説明をいたします。

予算書 1 ページを御覧ください。

第2条 業務の予定量として排水件数 1,350 件、年間総処理水量 34 万 5000 ^m、1 日平均処理水量 945 ^m、主な建設改良事業を処理施設整備方針検討、マンホール蓋更新等と定めました。

第3条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を 2 億 6,490 万円、支出の総額を 2 億 6,040 万円とするものです。

2 ページを御覧ください。

第4条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、資本的収入の総額を 1 億 3,512 万円、支出の総額を 2 億 5,020 万 2,000 円と見込み、第5条は企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

3 ページを御覧ください。

第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費 688 万 2,000 円を定めるものであります。

4 ページ以降に法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付しましたので、御参照ください。

詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○議長

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 23 号から議案第 28 号までの 6 議案については、10 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号から議案第 28 号までの 6 議案については、10 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 0 時 0 9 分 散会]